

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第14号

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成18年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出し、同条および第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第8条中「第8条」を「第5条」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「第6条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。